

方面に努力せねばならない。

- (4) 工場及び職場に對する組織宣傳の方法は、大要左の如し
- (イ) 投票日公休ならざる各組合支部は、組合或ひは工場従業員大會の名により、六月十日(第二日曜)投票日公休乃至は投票のための公用外出承認の要求をなす。且つ此の運動は、當該地域の宣傳運動に發展せしめねばならない。又此の運動は、所謂徹底普選獲得運動(滿二十歳以上の男女に選挙權並に被選挙權を賜へよ！居住制限其他の無産者に不利なる制限を撤廢せよ！投票日公休の全國的實施)の一部たることを徹底せしめよ
- (ロ) 組合同盟の各組合各支部は、地區協議會を開催して投票日公休要求運動を附近の末組織労働者を目標として展開すること。不法なる工場主に對しては、組合又は黨支部の名によつて正式に交渉すること。
- (ハ) 目的工場の有望なる分子に對しては、選挙事務長を通じて、事務員に依頼する等によつて、之を組合の組織運動に結合すること。
- (ニ) 應援演説出演者土中、組合本部、又は組合支部の代表者

## 六 月

### ▲戦線統一委員会

六月六日午後二時半より同盟本部に於て

#### 議 事

- 一、組合同盟加盟申込組合に對する對度決定の件
  - 1、從來の方針たる宗派分裂主義排除の態度を嚴守すること
  - 2、加盟組合は加盟申込みを受けた場合は、調査せる事情を本部に報告して中央執行委員會の決定をうけること。
  - 3、右の方針により事情の許す限り積極的に活動すること。
  - 二、戦線統一に關する件
  - 1、組合總聯合の提唱にかゝる全國労働組合會議に對しては積極的な支持の聲名を發表すること。
  - 2、右の組合會議・立の場合は白紙の態度を以つて望み、會議の席上にて大會決定の方針を實現に努力すること。
- 提唱に對する回答その他細目については右の各項と共に中央委員會にて最後の決定をうること。

### ▲第二回中央委員會

六

表者は、所屬組合名を肩書として出演し、労働組合の立場、労働者の立場より、政治的自覺の必要を力説すること、出演の場所も労働者地域を、組合關係地候補者應援を第一とすること。そのためのパクロ資料は別に作製する。

(ホ) 選挙應援中と雖も、組合員は常に各工場、職場に於ける日常的問題をよく調べ、必要に応じて直ちに之を組合の争議部或ひは組織部の活動に移す事。

(ヘ) 選挙終了後は、各組合各支部は、黨支部と連絡して選挙中に接觸せる、個人並に團體に對して積極的た働きかけること。

要するに今回の府縣會選挙戰に對する我が組合同盟の方針は本年度大會にて決定されたる方針を實行に移すことに盡きる。此の闘争を通じて、日本労働黨支部の獨立を促進せよ！組合政治部を確立して、組合独自の闘争を展開せよ！各組合各支部の努力を切望す。

昭和三年五月二十日

日本労働組合同盟中央執行委員會

本部 政治部

六月七日午前十一時より同盟本部に於て

#### 議 事

- 一、全國労働組合會議對策の件
- 戦線統一委員會の報告により左の如く態度を決定す。
- 1、組合聯合會提唱の全國労働組合會議を積極的に支持すること。
- 2、組合同盟大會の決議は之に合流せしめて實現をはかること。
- 3、組合會議に對しては白紙の態度を以つて望む。
- 4、組合總聯合には左の回答をする。賛成、場所大阪、七月十五日。
- 5、出席責任者：藤岡、今村、菊川
- 6、右に關し聲同書を發表す
- 二、舊評議會系組合の加盟の件
- 從來の方針たる宗派分裂主義者を飽くまで排除し、加盟を申込みたる組合或は支部に對しては調査せる事情を本部に報告し中央執行委員會の決定を経ること。
- 三、會計監督制度設定の件
- 組合同盟本部會計は所屬の組合及び支部の會計を監督する權

七